

奈良県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

令和五年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	廃止した施設又は居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社やすらぎ	香芝市磯壁四丁目一八 四の三 石橋マンショ ン二〇二号	訪問介護及び介 護予防訪問介護	令和五年四月一 日
ケアプランやすらぎ	香芝市磯壁四丁目一八 四の三 石橋マンショ ン二〇二号	居宅介護支援事 業	令和五年四月一 日